



国への要請行動について

国への要請行動については、本市が抱える課題とその解決に向けて、国に求める支援を直接伝えるため実施しております。今回の要請行動の実施先は、内閣府、こども家庭庁、財務省、法務省、厚生労働省です。

■「下地島空港における税関・出入国・検疫飛行場(CIQ)の指定」について

下地島空港は、昨年からは国際線の就航が相次いでおり、ソウル線の就航を皮切りに、台北線、台中線、釜山線と、計4路線、週16便体制が確立し、国際空港として本格稼働する時期を迎えております。

しかしながら、現在の下地島空港は、国際空港として税関・出入国・検疫飛行場には指定されておらず、国際線のスムーズな運用に支障を来すことが懸念されています。

このような状況を踏まえ、下地島空港への国際線の更なる受け入れ体制の構築に向け、税関・出入国・検疫飛行場としての早期の指定を国に対し強く働きかけてまいります。

■「私立小規模保育園の既存施設改修に係る補助金の処分制限期間の見直し」について

平成27年度当時、喫緊の課題であった待機児童対策として、小規模保育施設等の改修を促進する国の補助制度が創設され、本市においても、当該補助金を活用し、民間の認可外保育施設を小規模保育施設へと転換する取組を推進してまいりました。これにより、令和4年度には、待機児童ゼロを達成し、地域課題の解決に大きく貢献しております。

しかし、近年は、少子化の進行に加え、施設代表者の高齢化等、複合的な要因により、やむなく閉園や閉園検討を余儀なくされる施設が生じております。

これらの施設が閉園するにあたり、補助事業としての財産処分が必要となりますが、国の財産処分制限期間の考え方について疑義が生じております。

保育施設改修に係る国庫補助金返還の「処分制限期間」について、既存建物の改修という実態を十分に考慮した合理的かつ明確な基準の策定を国に要請してまいります。

本件は、去る3月議会でも活発な議論が交わされ、また、当事者である小規模保育施設事業者からも要請をいただいているところです。

今回、「私立小規模保育園の既存施設改修に係る補助金の処分制限期間の見直し」については、国会会期中ということもあり、対面での要請はかないませんが、要請書はしっかりお届けし、5月に予定している要請行動時において、直接要望を申し入れたいと考えております。

